

令和8年度離職者等再就職訓練事業に係る公募に関する説明書

この説明書は、国の委託訓練実施要領(平成 13 年12月3日能発第 519 号)に基づき、茨城県立筑西産業技術専門学院が実施する「令和8年度離職者等再就職訓練事業」の発注において、公募型プロポーザル(提案)方式を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

職業能力の開発を必要とする離職者等に対し、民間教育訓練機関等による、地域の人材ニーズに基づいた職業能力を開発・向上させ、かつ、多様な職業訓練の受講機会を確保し、早期就職の促進を図るため実施するもの。

2 業務の概要

(1) 業務名

離職者等再就職訓練事業

(2) 業務内容、委託料単価上限額、開講コース数等について

別紙「令和8年度離職者等再就職訓練事業仕様書」のとおり

(3) 担当部局

〒308-0847

茨城県筑西市玉戸 1336 番地 54

茨城県立筑西産業技術専門学院 離職者等再就職訓練担当

電 話： 0296-24-1714

F A X： 0296-25-6071

電子メール：chikusansen1@pref.ibaraki.lg.jp

3 プロポーザル提出者の資格要件

企画提案に参加する者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成 8 年茨城県告示第 254 号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年 法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号)第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者ではないこと。
- (6) 令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年間に於いて、各都道府県及び独立行政法人高齢・障

- 害・求職者雇用支援機構から委託等を受けて公的職業訓練を行った実績がある者、又は新たに公共職業訓練の受託を希望する法人にあっては登記簿謄本の目的に、個人事業主にあっては個人の事業開廃届出書の事業概要に、民間教育機関としての業務を掲げ、令和4年度から令和6年度の3年間において教育訓練等の実績を有するものであること。
- (7) 平成26年度から実施されている「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を委託契約締結する日において、有効な受講証明書を有する者が在籍していること。
- (8) 知識等習得コースへの応募にあっては、下記により得られる、令和5年度、令和6年度に開講した同一又は類似する訓練コースにおける就職率が、2回連続して35%未満となっていないこと。
- 就職率＝(訓練修了後就職者数＋中退就職者数)÷(修了者数＋中退就職者数)×100
- (9) 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の資格取得を目的とした訓練に応募する場合は、養成施設としての所管官公署の指定を受けている者であること。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公募に関する説明書・仕様書の公表 | 令和7年11月11日(火) |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和7年11月17日(月) 午後3時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年11月20日(木) 午後4時 |
| (4) 参加表明書等の提出期限 | 令和7年11月25日(火) 午後4時必着 |
| (5) 参加資格確認の通知 | 令和7年12月2日(火) |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和7年12月15日(月) 午後4時必着 |
| (7) 審査会 | 令和8年1月中旬 |
| (8) 審査結果の通知・公表 | 令和8年2月上旬(予定) |

5 質問の受付

- (1) 受付期間
公募開始日から令和7年11月17日(月) 午後3時まで
- (2) 質疑方法
質疑・回答書(説明書 様式第4号)にて、電子メールにより受け付ける。なお、電子メールにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。
- (3) 提出先
2(3)のとおり
- (4) 回答期日
令和7年11月20日(木) 午後4時
- (5) 回答方法
茨城県立筑西産業技術専門学院ホームページに掲載する。
URL <https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chikusansen/kunren/index.html>

6 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(説明書 様式第1号)、資格要件に関する証明書(説明書 様式第2号)、過去3年間の公共職業訓練等の実績(説明書 様式第3号)を作成し、次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和7年11月25日(火)午後4時必着とすること。

なお、提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。

(2) 提出先

2(3)のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

提出部数は各様式1部とする。

(4) 受付時間

令和7年11月11日(火)から令和7年11月25日(火)までの午前8時30分から午後4時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

7 企画提案書の提出方法等

下記8企画提案書提出書類、仕様書を確認の上、企画提案書(説明書 様式第5号)を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)するとともに、電子データ(PDF形式による)を電子メールにより提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月15日(月)午後4時必着

なお、提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(2) 提出先

2(3)のとおり

(3) 受付時間

令和7年12月3日(水)から令和7年12月15日(月)までの午前8時30分から午後4時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

(4) その他

企画提案の応募にあたっては、訓練1コースにつき、1本とする。

また、企画提案書等の作成については、訓練1コース毎に作成するものとする。

なお、今回企画提案を募集する訓練コースについては、仕様書に記載する。

8 企画提案書提出書類

別紙1のとおり

9 企画提案書の提出に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書の用紙は、日本工業規格A4により作成すること。ただし、図面や図表等でA3版用紙を使用する場合は、綴じ込み折りとすること。
- (2) 企画提案書の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。
- (3) 審査の公平を期するため、企画提案書副本のすべてに、参加者の名称を記入しないこと。
- (4) 企画提案書は、閲覧時の散逸等を防ぐため、左側綴じとすること。
- (5) 企画提案書作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 提出期限後は、原則として、提出書類の変更、差し替え、再提出、撤回は認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (8) 県は、必要に応じて、企画提案書に係る追加資料の提出を求めることがある。
また、提出された企画提案書について、後日ヒアリング及び現地確認を行うことがある。
- (9) 企画提案書に関する費用は提出者の負担とする。
- (10) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

10 プレゼンテーションの実施

企画提案書をもって書面審査するため、提出者からの説明は求めない。

ただし、企画提案書において不明な点があった場合は、提出者に説明を求めることがある。

11 審査の実施及び委託予定事業者の選定

(1) 評価項目

企画提案書等について以下の各項目及び基準により採点し、順位を決定する。

項目	審査基準
1 訓練内容の充実度	・ 離職者及び企業ニーズを把握し、それを踏まえた提案内容であるか ・ 時代のニーズに対応し、カリキュラムに創意工夫がなされているか ・ 就職に有効な職業能力の取得が可能であるか ・ 教科科目ごとの訓練時間数は適切か ・ 訓練日程に無理がなく、十分に実施可能な日程であるか
2 就職支援の充実度	・ 訓練受講中の訓練生に対する支援が、効果的な内容であるか ・ 未就職の訓練修了生に対する支援が、効果的な内容であるか ・ 求人情報の収集、訓練生への提供体制は十分であるか ・ 前年度（又は前々年度）の同一訓練の就職率
3 業務実施体制	・ 業務を円滑に実施するための体制（人数役割、就職支援責任者含む）は妥当であり、無理はないか ・ 講師の人数・資格内容は訓練に対応した適切なものか ・ 訓練に必要な施設、設備は確保されているか

	・ 訓練機関としての実績等はあるか
4 経費妥当性	・ 最低実施人数により積算する訓練実施経費の積算根拠は、明確で合理的であるか

(2) 契約候補者の選定方法

契約候補者の選定については、担当部署内に設置するプロポーザル審査会において、提案内容に基づき、総合的に審査の上、訓練コースにつき、契約候補者を1者決定する。ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補に選定しないことがある。また、契約候補者に選定された者は、特段の理由がない限り契約を辞退することはできない。

(3) 失格事由

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本説明書に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に反した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、審査委員会において、上記（1）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は、非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

12 候補者選定後の手続き

(1) 訓練実施計画書の提出

契約候補者として選定された旨の通知を受けた者は、訓練実施計画書等及び見積書を当学院の指定する期日までに提出すること。

なお、訓練実施計画書等の提出にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本とするが、当該訓練実施のために必要と認められる場合には、当学院は、契約候補者と協議により、企画提案書の内容を一部変更の上、事業計画書の再提出を求めることがある。

この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は、不承認とし、次点者と協議を行うものとする。

また、建設人材育成コースについては、茨城県から国へ実施協議を行いその承認後、学院から訓練計画書等及び見積書の提出を依頼する。

(2) 契約手続き

ア 契約の締結

学院は、上記（1）において提出された訓練実施計画書等が適当であると認められること及び委託候補者から徴した見積書の額が別途定める予定価格の範囲内であることを確認の上、契約を締結する。

また、本事業は、契約書の作成を要する。

なお、契約書は、訓練コース毎に作成するものとする。

イ 契約保証金

業務受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

13 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位の者を契約候補者とする。
- (4) 当該事業は、国の委託訓練実施要領（平成 13 年 12 月 3 日能発第 519 号）に基づき実施する。なお、国において当該要領の改正が行われた場合、契約候補者と協議の上、改正後の制度を適用する場合がある。
- (5) 当該事業に係る茨城県令和 8 年度当初予算が否決された場合、又は国から茨城県に対する令和 8 年度離職者等再就職訓練事業の委託がなされなかった場合は、当該事業に係る一切の決定、権利及び義務はその効力を失う。また、国が茨城県に対し、当該委託金の減額や本事業内容の変更を決定した場合は、その内容に基づき、契約候補者と協議の上、契約を締結する。